

(事例43) 52歳男性、操作盤作業、眼精疲労のため夕方以降現場作業禁止

類型	症候	疾患
2	3. 夜間視力低下	18. 眼精疲労

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
1. 対象者のプロフィール 1) 年齢、既往歴 52歳、男性 2) 業種、作業内容 操作盤作業（配線チェックなど）		
2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 眼精疲労		
3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 夕方以降の現場作業禁止		
4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） 診断などはっきりせず、性格的な問題もあったが、本人が、暗所、夜間帯での一人作業によるミス の不安を強く訴える。重大事故につながる作業であり、会社と協議の結果、夕方以降の作業を免じた		
5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可） ②企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）		
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください		